

改正案

現行

（貸金業者間の密接な関係）

第四条 法第四十一条の二に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一 （略）

二 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有価証券にあっては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

三 個人（その親族を含む。）が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係

四 二の法人が同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によつてそれぞれその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

（貸金業者間の密接な関係）

第四条 法第四十一条の二に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一 （略）

二 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）を直接又は間接に保有する関係

三 個人（その親族を含む。）が法人の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係

四 二の法人が同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該一方の法人が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）をしている当該他方の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合

二 出資関連法人（当該他方の法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が次に掲げる法人により所有をされているものをいう。以下この号において同じ。）が所有をしている当該他方の法人の株式等に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

イ（略）

ロ その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が次に掲げる法人により所有をされている法人

(1)（略）

(2) その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が当該一方の法人により所有をされている法人

3
(略)

2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該一方の法人が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）をしている当該他方の法人の株式等が当該他方の法人の発行済株式等のうちを占める割合

二 出資関連法人（当該他方の法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その発行済株式等の百分の五十を超える株式等が次に掲げる法人により所有をされているものをいう。以下この号において同じ。）が所有をしている当該他方の法人の株式等が当該他方の法人の発行済株式等のうちを占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

イ（略）

ロ その発行済株式等の百分の五十を超える株式等が次に掲げる法人により所有をされている法人

(1)（略）

(2) その発行済株式等の百分の五十を超える株式等が当該一方の法人により所有をされている法人

3
(略)

